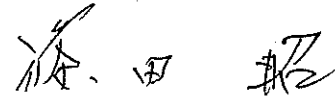


新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年2月24日

新潟県後期高齢者医療広域連合長



新潟県後期高齢者医療広域連合条例第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第9号を第11号とし、第5号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同条第4号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同条第6号とし、同条中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第1項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
第7条第5項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第15条第1項第3号中「除く。）」の次に「又は個人識別符号が含まれるもの」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。